

## 河川整備基本方針の本文に追加すべき主な項目（案）

※現行の河川整備基本方針の記載内容は参考資料 1-1、1-2 を参照

※□の内容は資料 3-1、3-2 に記載

現行の基本方針本文の 目次・記載項目	新たに追記すべき主な視点・項目など
1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1) 流域及び河川の概要	
流域の概要	<p>都市の形成過程、土地利用規制など特徴的なまちづくりの状況</p> <p>【新宮川】 水害、津波など様々な災害の危険性を踏まえたコンパクトなまちづくり</p> <p>【五ヶ瀬川】 市街部では浸水・地形状況を踏まえた市街化区域の指定</p>
災害の歴史	近年の災害
治水事業の変遷	<p>現行の河川整備基本方針策定後の対策 近年のハード・ソフト一体の対策（大規模氾濫減災協議会、流域治水プロジェクト、利水ダム等の事前放流などの取り組み）</p> <p>【新宮川】 H23 出水を踏まえた激特等（整備水準が一気に上がったため）、直轄砂防着手、利水ダム暫定運用（治水協力）、相野谷川等の一部エリアで災害危険区域設定、避難の取組強化等</p> <p>【五ヶ瀬川】 H17 出水を踏まえた激特、支川北川や本川上流部の一部エリアで災害危険区域設定等</p>
水利用・環境の概要	【新宮川】 濁水の長期化への対応状況（ダムの運用改善等）
河川空間の利用の概要	<p>【新宮川】 熊野古道の世界遺産登録</p> <p>【五ヶ瀬川】 食の拠点の「かわまち交流館」の開館等、水辺空間の新たな魅力の創出</p>

1. (2)河川の総合的な保全と利用に関する基本方針【政令第10条の2第一号】	
河川の総合的な保全と利用に係る基本方針	都市の構造や歴史的な形成過程を考慮 想定し得る規模までのあらゆる洪水に対し、人命を守り経済被害の軽減に取り組む 河川整備と併せ、あらゆる関係者で流域治水に取り組み、総合的かつ多層的な治水対策の推進
健全な水循環系の構築	※水循環基本計画との整合
維持管理に係る方針	地域経済の活性化やにぎわいの創出等 上流から海岸までの総合的な土砂管理 予防保全型のメンテナンスサイクルの構築
その他	気候変動の影響に関するモニタリングの実施 モニタリング情報の関係機関等との共有化
1. (2) (ア) 災害の発生の防止又は軽減	
河川整備	流域内の既設ダムの有効活用（洪水調節機能強化）等による洪水調節  【新宮川】河道掘削により発生した掘削土砂を活用した養浜や地域防災対策への有効活用 【五ヶ瀬川】河口処理
上流や支川の対策	山間狭溢部や支川における輪中堤の整備・保全、宅地嵩上げ、土地利用規制等の実施（流域治水の観点）  【新宮川】市田川流域における流出抑制対策等の実施 【五ヶ瀬川】北川における霞堤の保全等
河道の維持管理	堤防・水門等の耐震・液状化対策の実施 河道内樹木の管理 雨量、流量および土砂移動、河口砂州形状等のモニタリング・維持管理  【新宮川】流域全体に及ぶ大規模土砂災害の発生、河道維持、河口砂州管理 【五ヶ瀬川】河口砂州管理

<p>整備途上の段階での河川施設能力以上の洪水や計画規模を上回る洪水が発生し氾濫した場合においても、できるだけ被害を軽減する。</p>	<p>危機管理（減災）対策</p> <p>地域と連携した浸水しやすいエリアにおける災害に強い地域づくりの推進（流域治水の観点）</p>
<p>洪水発生時の被害を最小限に抑えるため、水防体制の維持・強化、ハザードマップ作成の支援、災害情報の提供・共有、警戒避難体制の確立、災害に強い地域づくりの推進等</p>	<p>流域で行う流出対策等の効果に係る評価の実施等（流域治水の観点）</p> <p>中高頻度の規模、施設整備前後といった多段的なハザード情報の提供、都市計画・建築部局に対する技術的支援（流域治水の観点）</p> <p>被害の軽減、早期復旧・復興のために、地域防災力の強化のために必要な支援（流域治水の観点）</p> <p>【新宮川】避難のための高台整備、地区タイムライン 【五ヶ瀬川】堤防道路等の道路ネットワークを利用した孤立地域の避難、復旧のための輸送体制の整備の推進</p>

1. (2) (イ) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

<p>河川の適正な利用 流水の正常な機能の維持</p>	
---------------------------------	--

1. (2) (ウ) 河川環境の整備と保全

<p>風土、文化、歴史を踏まえ、良好な河川景観、多様な動植物が生息・生育・繁殖する自然環境の保全・整備</p>	<p>自然環境が有するグリーンインフラとしての多様な機能を活用（流域治水の観点）</p> <p>生態系ネットワークに配慮した自然環境の保全や創出</p> <p>【新宮川】濁水状況の監視、改善に向けた取組みの推進 【五ヶ瀬川】瀬や淵の保全、霞堤の保全を通じた環境機能の維持</p> <p>外来生物が確認され、在来生物への影響が懸念される場合は関係機関等と連携し適切な対応を実施</p>
---	---

生物の生息・生育環境の保全	気候変動の影響に関し、土砂移動、水温、河口部の塩分濃度、河川生態の観測の継続的な実施
河川空間の利用、環境学習等の充実、自然環境等に関するモニタリングの実施	かわまちづくりと連携した地域経済の活性化やにぎわいの創出 【新宮川】熊野古道との調和 【五ヶ瀬川】水文化の継承、川づくり拠点
2. 河川の整備の基本となるべき事項【【政令第10条の2第二号】	
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	
基本高水は、●年洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を●m <sup>3</sup> /sとする	気候変動により予測される降雨量の増加を考慮
河道と洪水調節施設等への配分	
2. (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	
各主要な地点の計画高水流量一覧	
2. (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	
各主要な地点の川幅と計画高水位一覧 ※河口は計画高潮位	計画高潮位は、気候変動の影響を踏まえて今後見直し
2. (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	
基準地点における正常流量	